

定款

一般社団法人横須賀市PTA協議会

令和6年9月9日作成

一般社団法人横須賀市PTA協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人横須賀市PTA協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市日の出町三丁目19番地16に置く。

(目的)

第3条 当法人は、横須賀市立小中ろう養護学校PTA活動を通して社会教育、家庭教育の充実及び学校教育との連携に努め、次代を担う青少年の健全育成を図り、もって生涯学習社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会教育、家庭教育および、PTA活動の質的向上に資する研究大会、講演会、研修会等の開催
- (2) PTA活動に関する調査研究
- (3) 青少年の健全育成及び生涯学習に資する情報の収集と提供
- (4) 機関紙ならびに社会教育、家庭教育およびPTA活動に関する資料の発行
- (5) この法人の目的に沿い、顕著な業績をあげたPTAその他団体及び個人の顕彰
- (6) 社会環境（教育環境）整備のための活動、家庭の健全化を図る活動
- (7) 安全互助会等、会員及び児童生徒の安全に関わる事業

(8) 賠償責任保険制度運営に関する活動

(9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、法令に定める場合を除き、電子公告（ホームページ）により行う。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 当法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡又は解散したとき。
- (2) 総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 理事及び監事の報酬の額又はその規定

- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法及びこの定款に定める事項

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎年 1 回毎事業年度の終了後 2 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
6. その他法令で定めた事項

(代理)

第 19 条 社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 20 条 理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人 2 名が署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(設置)

第 22 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以下

(2) 監事 1名以上2名以下

2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長1名、専務理事1名を置くことができる。

3 当法人の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

4 理事長以外の理事のうち副理事長、専務理事を一般法人法上の業務執行理事とする。

(選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別な関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第 24 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、当法人の業務を掌理する。

4 理事長、副理事長、専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）を支給することができる。

(顧問)

第 29 条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第 30 条 顧問は理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第2号により理事が招集する場合を除く。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わる
ことのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、
その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録
により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があ
ったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をする。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 39 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な
事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで
に理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 42 条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号乃至第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第 43 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 附 則

(最初の事業年度)

第 49 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 50 条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事兼代表理事（理事長）

神奈川県横須賀市長坂四丁目 6 番 9 - 2 号 櫻井 聡

設立時理事（副理事長） 石井 雄一

設立時理事（専務理事） 中里 崇彦

設立時監事 強力 陽

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 51 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員

神奈川県横須賀市佐野町四丁目 5 0 番地 3 0 石井 雄一

設立時社員

神奈川県横須賀市長坂四丁目 6 番 9 - 2 号 櫻井 聡

(法令の準拠)

第 52 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上のとおり、一般社団法人横須賀市 P T A 協議会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士鈴木祐之は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 6 年 9 月 9 日

神奈川県横須賀市佐野町四丁目50番地30

設立時社員 石井雄一

神奈川県横須賀市長坂四丁目6番9-2号

設立時社員 櫻井聡

上記設立時社員2名の定款作成代理人

神奈川県横須賀市小川町4番地1

司法書士 鈴木 祐之